



岡山市歯科医師会

社保講習会

令和7年2月4日(火)・2月5日(水)
岡山県歯科医師会館2F もも丸ホール

算定漏れを防ぐために...

レセコンの設定

を見直しましょう

修形

MC除去 20点

修形 120点

連imp 64点

BT 18点



MC ○○点

装着料 45点

装着材料 17点
接着性レジンセメント
標準型



装着材料 38点
接着性レジンセメント
自動練和型

実地指

実地指 80点

実地指+口腔機能指導加算 80点+10点

下位症状	検査項目	該当基準	検査値	該当
①口腔衛生不良	舌苔の付着程度	50%以下	%	<input type="checkbox"/>
②口腔乾燥	口腔粘膜湿度 唾液量	27未満 2g/分以下		<input type="checkbox"/>
③咬合力低下	咬合力検査 咬合歯数	咬合機にて 200~500N未満 20未満	N	<input type="checkbox"/>
④舌口唇運動機能低下	オーラル・ディアドロ キネシス	いずれか1つでも 6回/秒未満	(1) 回/秒 (2) 回/秒 (3) 回/秒	<input type="checkbox"/>
⑤低舌圧	舌圧検査	20kPa未満	kPa	<input type="checkbox"/>
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査 咀嚼能率スコア法	100mg/dL未満 スコア0.1, 2	mg/dL	<input type="checkbox"/>
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査 (PAT-10) 自記式嚥下検査 (嚥下式嚥下試験機)	3点以上 Aが1項目以上	点	<input type="checkbox"/>

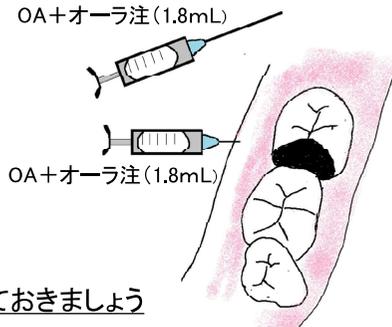
チェックリスト該当が3項目未満でも
「口腔機能管理中」の病名で算定可

抜髄・生切

伝麻 42点
伝麻 薬剤 11点

浸麻 算定不可
浸麻 薬剤 11点

抜髄600点



この点数も忘れないように設定しておきましょう

	1管	2管
OA+オーラ注歯科用Ct(1ml)	10点	18点
OA+オーラ注歯科用Ct(1.8ml)	11点	19点
OA+歯科用キシロカインCt(1.8ml)	10点	18点

5

歯科技工士連携加算2 +70点

歯科技工士とともに通信情報機器を用いて行った場合に加算

印象 +70点

・前歯の単冠
(レジン前装金属冠CAD・CAM冠など)

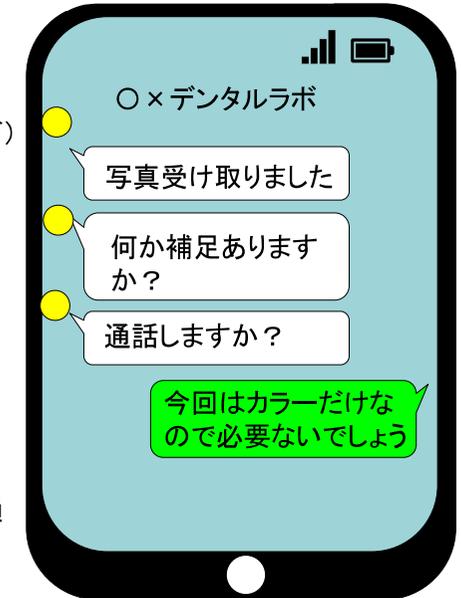
BT +70点

・6歯以上のBr
・9歯以上欠損の有床義歯

TF +70点

・9歯以上欠損の有床義歯

※上下顎同時にBT、TFを9歯以上欠損の有床義歯に行った場合、70点×2で算定



6

SPTからP重防への移行

【通常の医院】



【口管強ある医院】



+
120点

+
120点

7

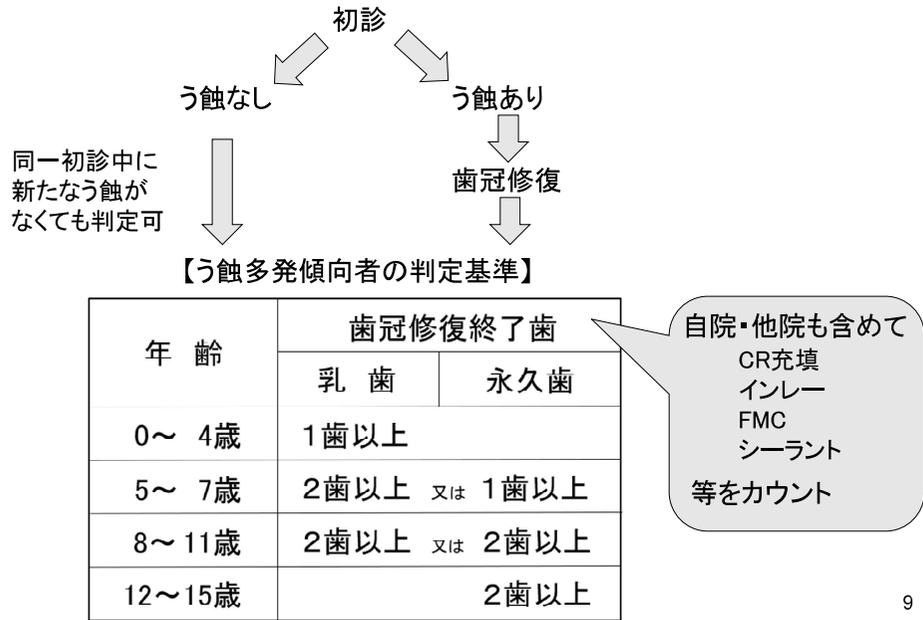
いまさら聞けない

F洗・F局(C管理中)

のイロハ

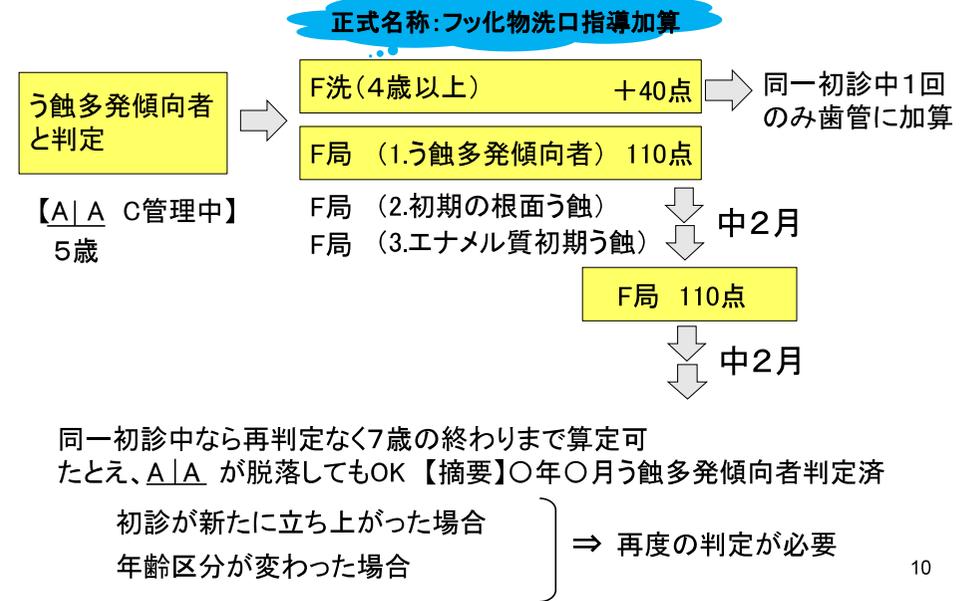
8

算定の流れ①



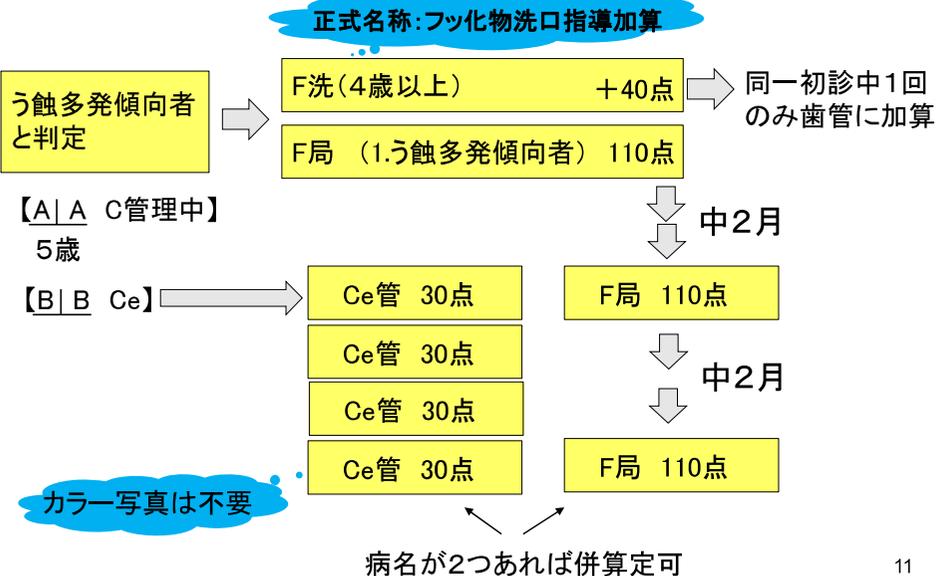
9

算定の流れ②



10

算定の流れ(口管強なし) ～応用編～



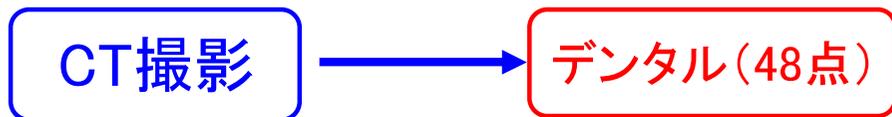
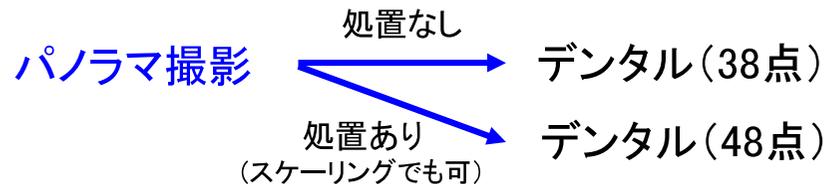
11

CTとデンタル

12

CTとデンタル

○同一部位で・・・



診断料、撮影料等の内訳は審査の対象となりますので、必ず正しい内容のものを算定するようにしてください。

13

CTとデンタル

【例1】

- ・「6 Pullにてデンタル撮影、診断が困難なためCTを撮影

【構成要件】

- ・同時撮影(デンタルとCT撮影時の状態の変化なし)
- ・同一部位(病名1つ)

CT 1170点				
		診断料	撮影料	電子画像管理加算
デンタル	58点	20点	28点	10点
	48点	<u>10点</u>	28点	10点
	48点	20点	28点	<u>0点</u>

14

CTとデンタル

【例2】

- ・「6 PullにてCTを撮影、同日に抜髄しリーマートライにてデンタル撮影

【構成要件】

- ・同日撮影(デンタルとCT撮影時の状態の変化あり)
- ・同一部位(病名1つ)

CT 1170点				
		診断料	撮影料	電子画像管理加算
デンタル	58点	20点	28点	10点
	48点	<u>10点</u>	28点	10点
	48点	20点	28点	<u>0点</u>

15

CTとデンタル

【例3】

- ・「8 水平埋伏智歯にてCT撮影、同日「6 Pullにてデンタルを撮影

【構成要件】

- ・同日撮影
- ・別部位(病名複数) → CT撮影部位が重なっていない

CT 1170点				
		診断料	撮影料	電子画像管理加算
デンタル	58点	20点	28点	10点
	48点	<u>10点</u>	28点	10点
	48点	20点	28点	<u>0点</u>

16

CTとデンタル

【例4】

- ・ $\frac{7}{7}$ PIにてCT撮影、後日 $\frac{6}{6}$ 破折により抜髄。
リーマートライにてデンタルを撮影

【構成要件】

- ・別日撮影(デンタルとCTに状態の変化あり)
- ・同一部位(病名複数) → CTとデンタルの撮影部位が重なっているが、
形態変化を伴う処置(明らかに画像上の状態
が変化したもの)を行った場合

CT 1170点				
		診断料	撮影料	電子画像管理加算
デンタル	58点	20点	28点	10点
	48点	<u>10点</u>	28点	10点
	48点	20点	28点	<u>0点</u>

17

休日診療所によくあるミス

18

外傷性歯の脱臼

→ 暫間固定【TFix】
必ず**困難なもの**で算定

(困難なもので算定できるもの)

- ・外傷性による歯の脱臼を暫間固定した場合
- ・外傷性脱臼歯の再植術時の暫間固定
- ・歯の移植術に際して暫間固定を行った場合

19

CAD/CAM冠の再装着

内面処理加算1(45点)

↓ 算定するためには

ガラスアイオノマー系レジンセメント ~~【10点(標準型)・12点(自動練和型)】~~

接着性レジンセメント **【17点(標準型)・38点(自動練和型)】**

20

パノラマの算定病名

「疑い病名」でも算定可

【C、Pul、Per、P、G】

※デンタルで概ね5枚以上に相当する病名

※摘要欄に開口障害、嘔吐反射の記載があれば少数歯の病名で算定可

※口腔内を4ブロックに分け3ブロックに傷病名があれば算定可

例)

6	6	【C】 算定可
6		

21

パノラマの算定病名

「疑い病名」でも算定可

- ・感染症 【上顎洞炎(患側記載)、骨髓炎(部位)等】
- ・外傷 【顎骨骨折、歯槽骨骨折(部位)、歯の脱臼(部位)等】
- ・先天性疾患(すべての病名で1歯でも可)
【埋伏過剰歯(部位)、先天性欠損歯(部位)等】
- ・萎縮性疾患(無歯顎でも必要があれば可)
【顎堤吸収不全、顎堤異常、MT・義歯不適合(「顎堤精査のため」等の摘要)】
- ・その他(すべての病名で1歯でも可)
【埋伏歯、水平智歯、Perico、顎関節症(患側記載)、唾石症、歯根嚢胞、その他嚢胞、オトガイ・三叉神経痛(麻痺)、腫瘍】

22



グルコセンサー購入後

23

有床義歯咀嚼機能検査1のイ
(○○○○○○○○○○○○○○)

① 有床義歯咀嚼機能検査1の口 140点
(咀嚼能力測定のみを行う場合)

有床義歯咀嚼機能検査2のイ
(○○○○○○○○○○○○○○)

有床義歯咀嚼機能検査2の口
(○○○○○○○○○○○○○○)

② 咀嚼能力検査1 140点



24

- ①有床義歯咀嚼機能検査1の口 140点
(咀嚼能力測定のみを行う場合)
- ②咀嚼能力検査1 140点



①【MT】病名
有床義歯の評価が目的

義歯装着前: 1回限り
装着後:
装着月から6月に限り、
月1回

装着前の検査は必須

Brを抜歯して義歯が初めて
...etcでも可

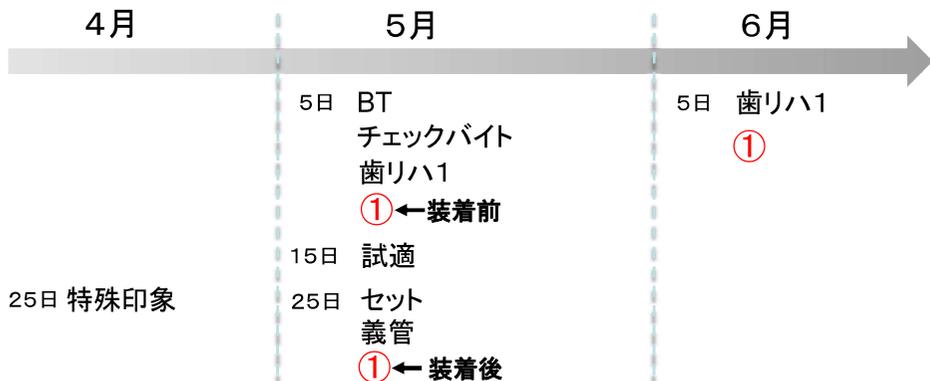
②【口腔機能低下症】病名
口腔機能低下症の診断が目的

3月に1回限り

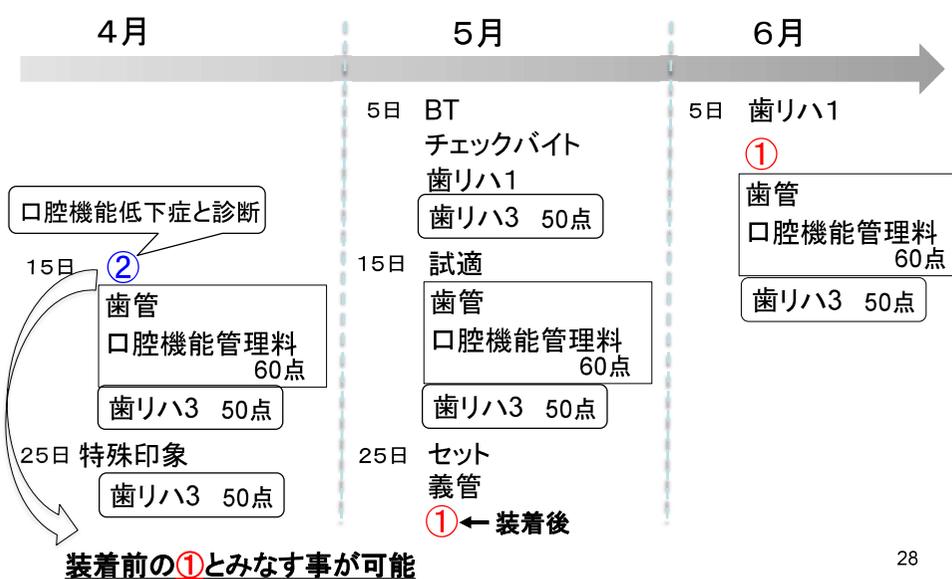
検査の結果「口腔機能低下症」
と診断されれば

口腔機能管理料60点(月1回)
歯リハ3 50点(月2回)
が算定可

【算定例1】



【算定例2(50歳以上)】



装着前の①とみなす事が可能

①
有床義歯装着前と後に
月2回の算定もあり

有床義歯に制約あり

新製有床義歯管理料の
「2 困難な場合」に準じる場合
左右第二大臼歯を含む
臼歯4歯以上欠損している場合
...

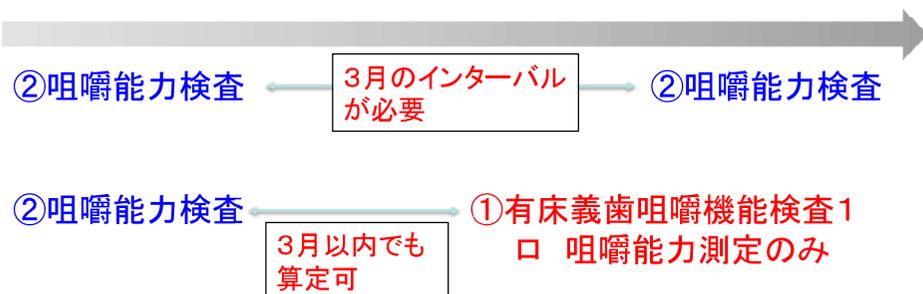
管理料の制約なし

②
有床義歯がなくても検査可

管理料を算定している患者のみ

歯管・特疾管・口腔機能管理料
歯在管・訪問口腔リハ

【算定頻度について】



29

抜歯

麻酔途中または麻酔後に抜歯中止の場合

- 麻酔料+麻酔薬剤料(OA・Ct)を算定
- 【摘要欄】 抜歯中止の理由を記載

抜歯が困難でやむを得ず抜歯中止した場合

- 抜歯(難抜歯加算を含む)の所定点数+麻酔薬剤料を算定
- 【摘要欄】 抜歯が困難となりやむを得ず抜歯中止

後日再抜歯の場合

- 実態による抜歯(難抜歯加算を含む)の所定点数+麻酔薬剤料を算定
- 【摘要欄】 ○月○日抜歯中止○月○日再度抜歯

30

抜歯

パノラマ、CT撮影 → 抜歯
→ 抜歯後確認の為パノラマ、CT撮影

同日でも算定可

- パノラマ→抜歯→パノラマ ← 所定点数
- CT→抜歯→パノラマ ← 所定点数
- パノラマ→抜歯→CT ← 所定点数(1,170点)
- CT→抜歯→CT ← 同月2枚目以降は600点
(診断料なし、撮影料480点、電子画像管理加算120点)

31

医療DX

32

医療DX推進体制整備加算 (初診時のみ、月1回)

【現在】	マイナ保険証利用率	【 中医協(案) R7年4月～9月】
加算1(+9点)	30%	45% (+11点)
加算2(+8点)	20%	30% (+10点)
加算3(+6点)	10%	15% (+8点)
加算4(+9点)	45%	
加算5(+8点)	30%	
加算6(+6点)	15%	

33

医療DX推進体制整備加算の施設基準の届出

電子処方箋導入	→	(経過措置) 令和7年3月31日
(案) 令和7年4月1日より医療DX推進体制整備加算4・5・6が新設予定		
電子カルテ導入	→	(経過措置) 令和7年9月30日
マイナ保険証利用率	→	(3月まで) 10%以上
ウェブ掲載	→	(経過措置) 令和7年5月31日

34

医療DX推進体制整備加算の施設基準の届出

様式1の6
医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	✓	オンライン請求
2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下オンライン資格確認)を行う体制が整備されている	✓	オンライン資格確認
3 オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診療室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備されている	✓	診療室で情報取得できる体制が必要

35

4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	□	
5 電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和()年()月	令和7年3月31日までは未定または空欄
6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□	令和7年10月1日以降に届出を行う場合は記載必要
7 マイナ保険証の利用率が一定割合以上である		令和6年10月1日以降の新様式では
8 届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告されたマイナ保険証利用率		削除となりました
7 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	✓	要 院内掲示
8 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□	Webへの掲載 経過措置(令和7年5月末)

マイナ保険証利用率

適用時期	令和6年10月～12月	令和7年1月	令和7年2月・3月
利用率実績(レセプト件数ベース)	3月、4月、5月前のいずれかの月		
利用率実績(オン資格確認件数ベース)	2月、3月、4月前のいずれかの月		—
医療DX推進体制整備加算1(医DX1)9点	15%		30%
医療DX推進体制整備加算2(医DX2)8点	10%		20%
医療DX推進体制整備加算3(医DX3)6点	5%		10%

36

オンライン請求

37

オンライン請求をされている医療機関の皆様へ

～当座口振込通知書、診療報酬等支払通知書(後期高齢者医療)等の

ダウンロードについて～

※書面や光ディスクによる請求を行う医療機関の皆様は対象外です。

令和6年10月送付分以降、レセプトの査定分書類や税金の申告等に必要な会計書類等の紙媒体の送付が支払基金および国保連合会とも廃止になっており、その対処法をお知らせします。

廃止となったもの

支払基金 : 当座口振込通知書 等

国保連合会 : 診療報酬等支払通知書

後期高齢者医療診療報酬等支払通知書 等

(その他) 増減点連絡書 等

38

各書類の掲載期間

支払基金	国保連合会
・増減点連絡書等 (当月と過去11カ月分) ↑ 査定分の修正に必要	・増減点連絡書 (当月と過去11カ月分) ↑ 査定分の修正に必要
・振込額明細 (当月と過去2カ月分)	・返戻内訳書 (当月と過去11カ月分) ・資格確認結果 (当月と過去11カ月分) ・振込額 (当月と過去2カ月分)

※ 振込額等の資料は3月分(当月と過去2月分)しかダウンロードできませんので、早めにダウンロードしてください

39

ダウンロードについて

毎月1日～4日はシステムメンテナンスのため、ダウンロードはできません



診療(調剤)報酬を請求する審査支払機関を選んで下さい。
この画面を終了する場合は、閉じるボタンを押して下さい。

社会保険診療報酬
支払基金岡山支部

← クリック →

岡山県国民健康
保険団体連合会

■ 証明書を取得する際はこちらをクリックして下さい。
証明書ダウンロードサイト(専用のユーザID、パスワードが必要です。)

40

オンライン請求システム

国民健康保険団体連合会

診療(調剤)報酬・訪問看護療養費の請求を行う場合は請求ボタンを押して下さい。

作成したレセプトデータの試験を行う場合は確認試験ボタンを押して下さい。

↓ クリック

請求

請求期間は6日から10日まで、訂正可能期間は12日までです。
なお、当月の請求状況は、請求ボタンを押すことで6日から月末の間、確認できます。

確認試験

確認試験の利用期間は、5日から月末までです。

【利用可能時間】

請求：5日～月末・・・8時～21時
(8日～10日・・・8時～24時)
確認試験：5日～月末・・・8時～21時

41

オンライン請求システム

岡山県国民健康保険団体連合会

ユーザIDとパスワードを入力して下さい。

ユーザID } 入力して
パスワード

ログイン

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [パスワードを忘れた方へ](#)

42

支払基金

振込額明細データダウンロード

過去2か月の振込額明細データ等と当座口座振込通知書等データのダウンロードができます。
振込額明細データ等のExcel版を作成する場合は作成ボタンをクリックして下さい。

【各種帳票等】を選択し希望の書類を選択 増減点連絡書等・振込額明細

項番	処理年月	帳票名	ダウンロード日	ダウンロード		
				CSVファイル	Excelファイル	PDFファイル
1	令和6年10月	当座口座振込通知書等	2024/12/6 09:17	-	-	ダウンロード
2	令和6年10月	振込額明細データ等	未ダウンロード	ダウンロード	作成	-
3	令和6年9月	当座口座振込通知書等	2024/11/11 15:02	-	-	ダウンロード
4	令和6年9月	振込額明細データ等	未ダウンロード	ダウンロード	作成	-
5	令和6年8月	当座口座振込通知書等	2024/10/25 16:07	-	-	ダウンロード
6	令和6年8月	振込額明細データ等	2024/10/11 16:04	ダウンロード	作成	-

ダウンロード日欄には、ダウンロードボタンをクリックした最新の日時が表示されます。

希望月の当座口座振込書等の「ダウンロード」を選択して保存・印刷

43

国保連合会

振込額ダウンロード

【各種帳票等】を選択し希望の書類を選択
・増減点連絡書 ・返戻内訳書 ・資格確認結果 ・振込額
3か月分の振込額データがダウンロードできます。

項番	処理年月	区分	ダウンロード日	ダウンロード
1	令和6年10月	月中	2024/12/06 09:38	ダウンロード
2	令和6年10月	月初	2024/12/06 09:38	ダウンロード
3	令和6年9月	月中	2024/12/06 09:37	ダウンロード

希望の月の振込額データの「ダウンロード」を選択し保存・印刷を行ってください

※(後期高齢者医療)診療報酬等支払通知書は「区分：月中」でダウンロードが可能です

44

国保の月初と月中について

国保には月初と月中の区分が存在し、それぞれダウンロードが可能となる期間が異なります。

どちらも必ずダウンロードしてください。

また、月中の書類は15日頃までダウンロードができないため、月の頭から15日頃までは当月分ではなく、過去の2月分しかダウンロードできません。

<p>原審査関連帳票</p> <p>月初 (毎月5日頃)</p> <p>該当の帳票がある場合</p>	<p>資格確認結果連絡書(原審査)</p> <p>受付エラー連絡票</p> <p>増減点連絡書</p> <p>突合点検結果連絡書</p> <p>返戻内訳書</p> <p>特別審査関連帳票</p> <p>増減点返戻通知書</p>	<p>国保・後期</p>
<p>支払関連帳票、 過誤・再審査関連帳票</p> <p>月中 (毎月15日頃)</p> <p>該当の帳票がある場合</p>	<p>診療(調剤)報酬等支払額決定通知書</p> <p>診療(調剤)報酬等支払額決定通知書内訳書</p> <p>過誤調整結果通知書</p> <p>公費負担医療過誤調整結果通知書</p> <p>過誤・再審査結果通知書</p> <p>公費負担医療過誤・再審査結果通知書</p> <p>資格確認結果連絡書(再審査)※CSVは月初に掲載</p>	<p>国保・後期</p>

45

ダウンロード可能期間を過ぎた場合の対応について

岡山県国民健康保険団体連合会のトップページおよび社会保険診療報酬支払基金トップページより再発行依頼書をダウンロードし、必要事項を記載したうえで下記へ送付してください。

なお、**ご自身の医療機関の宛先を記載した返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。**

また、それぞれに提出する様式は別添でご確認ください(コピーしてご活用ください)。

～送付先～

岡山県国民健康保険団体連合会 〒700-8568 岡山市北区桑田町17-5

- ・診療(調剤)報酬支払額決定通知書再発行依頼書
- ・過誤・再審査結果通知書再発行依頼書

社会保険診療報酬支払基金岡山審査委員会事務局 〒700-8533 岡山市北区新屋敷町2丁目1-16

- ・再発行依頼書
- ・増減点連絡書等再作成依頼書

46

～令和6年度診療報酬改定で経過措置が設けられたもの～

令和6年度診療報酬改定で経過措置が設けられたものについて対応等をお知らせします。

「施設基準」再度の届出

令和6年3月31日時点において下記「施設基準」届出を行っている医療機関

改定前	改定後	経過措置
か強診	→ 口管強	令和7年5月31日まで 再度の届出必要
外来環	→ 外安全・外感染	

47

「施設基準」ウェブサイト掲載

自ら管理するホームページを有する医療機関は施設基準の届出事項等をウェブサイトに掲載しなければならないこととなっております。

経過措置は **令和7年5月31日** となっております

ウェブサイト掲載につきましてはそろそろ準備をお願いします。

今一度自分の医療機関の届出忘れがないかご確認ください。

届出資料、掲載資料等は県歯ホームページの社会保険部にアップロードしております。

歯科点数表の解釈にも「地方厚生(支)局長へ届け出ることとされている事項を届出た場合は、当該届出た事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする」となっておりますので、ご注意ください。

48

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) を算定しましょう!

施設
基準

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

【歯外ベアⅠ】

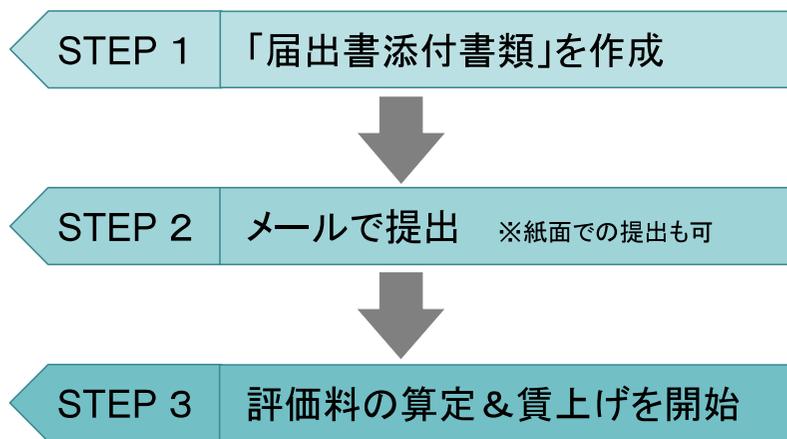
1日につき

- 1 初診時【歯外ベアⅠ初】 10点
- 2 再診時等【歯外ベアⅠ再】 2点
- 3 歯科訪問診療時
 - イ 同一建物居住者等以外の場合【歯外ベアⅠ訪イ】 41点
 - ロ 同一建物居住者の場合【歯外ベアⅠ訪ロ】 10点



評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

届出は簡単!! 3つのステップ!!!



別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0123456	緑の欄は「別添」シートから記載されるため記載不要です
連絡先 担当者氏名:	〇〇 〇〇	
電話番号:	×××-×××-××××	
(届出事項)	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) の施設基準に係る届出	
※チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において後掲規則及び委託規則並びに委託基準に基づき厚生労働大臣が定める特掲事項等第③に規定する基準に違反したことがなく、かつ既に違反していないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第70条第1項及び前条中の医療の提供に関する法律第23条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。		
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び診療科等の長数の基準並びに入院患者数の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険診療機関でないこと。		
届出について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。		
令和	7	年
	1	月
	20	日
保険医療機関・保険薬局の所在地	岡山市北区石調町1-5	
及び名称	〇〇歯科医院	
開設者名	〇〇 〇〇	
中国四国厚生局長	殿	
備考1	[] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 □には、適合する場合「/」を記入すること。 ③ 届出書は、1通提出のこと。	

医療分野の生産性向上・職場環境改善等による 更なる賃上げ等の支援

検討委員会からのお知らせ

歯科診療所への支援金 **18** 万円／施設

「医療分野の生産性向上・職場環境改善等による
更なる賃上げ等の支援」について

令和6年度補正予算案にて「医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援」について現在、下記の内容が審議されております。

- ・賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る
- ・生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料
算定医療機関に限る）に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る



**今後、算定医療機関を対象とした支援等の実施が予測されますので、
ぜひ、この機会にベースアップ評価料の算定をご検討ください**

57

・診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：**18万円／施設**

令和6年度補正予算のため、今年度中の算定が必要となります

今後、算定医療機関を対象とした支援等の実施が予測されますので、
この機会にベースアップ評価料の算定をご検討ください

令和7年2月末までに

※ 毎月月末までに受理されれば翌月1日から算定可

「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」

施設基準の届出を行い 3月に算定をしてください

58